

はちおうじ食育ネット団体登録要領

最終改正 平成27年1月6日

(目的)

第1条 この要領は、市内活動団体や事業者、行政等が一体となり、食育活動の輪を広げていくことを目的とした「はちおうじ食育ネット」(以下、本サイトという。)の利用促進と利用者間の交流を図るため、本サイトを利用する団体等の登録に関し必要な事項を定めるものである。

(登録対象)

第2条 本サイトの登録対象は、市民活動団体、保育園、幼稚園、学校、事業者等、食育活動を行っている団体とする。

(登録基準)

第3条 登録するには、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 食に関する活動を主として行っていること。
- (2) 市民及び地域の健康増進を支援できる幅広い情報提供ができること。
- (3) 特定の宗教及び政治活動を目的としていないこと。
- (4) 団体として代表者(成人)を置き、八王子市内を中心にして継続的に活動をしていること。

(登録の申込)

第4条 団体登録は、八王子市保健所健康政策課(以下、事務局という。)で随時受け付けるものとする。

2 登録しようとする団体等は、次の方法により申込みすることができる。

- (1) 本サイト内の「団体登録フォーム」を利用する。
- (2) 「はちおうじ食育ネット団体登録申込書」(別紙1)を提出する。

3 申込みするときは、以下の書類をあわせて提出する。ただし、フォームによる申込みの場合は事後による提出を認める。

- (1) 団体の設立(活動)がわかるもの
- (2) その他参考資料

4 登録しようとする者は、原則として2名以上で構成される「団体」とするが、個人であっても事務局との協議の上、事務局が認める場合は申込みができるものとする。

(登録の審査)

第5条 事務局は、前条に規定する登録内容及び書類について、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該団体等を登録してIDとパスワードを配付するものとする。

2 登録を認められた団体のみ、本サイトへの情報提供が行うことができる。(ただし、リンク掲載はその限りではない)

(登録期間)

第6条 登録期間は、登録の日から起算して2年間とする。ただし、登録された団体等の取消申請がな

い限り、登録は自動更新するものとする。

(登録内容の変更等)

第7条 登録された団体等は、登録内容及び第4条の3に規定する書類の記載事項に変更があったとき及び登録の解除を行うときは、速やかに変更及び解除の手続きを行うものとする。

(登録の取消)

第8条 登録された団体等で、本サイトの目的以外の事項について情報提供し、又は登録団体としてふさわしくない活動を行ったときは、事務局は登録を取り消すものとする。

(本サイトの利用)

第9条 登録された団体等は、本サイトの次の事項について編集、更新することができる。

(1)お知らせ

(2)イベント・講座情報

(3)その他、本事務局が認めた事項

2 本サイトの編集、更新をするときは、インターネット環境及び配付したIDとパスワードが必要となる。

附 則

この要領は、平成24年2月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月6日から施行する。